建設委員会資料

令和３年２月２２日

都市環境部建築課

**建築物の省エネ性能に関わる認定・判定申請手数料の見直しについて**

**１．概要**

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」）が令和３年４月１日に一部改正施行されることに伴い、申請手数料を見直す。

（１）省エネ基準適合義務の対象拡大に伴う手数料見直し

建築物省エネ法の改正により、省エネ基準への適合が義務付けられる建築物の対象範囲が拡大される（現行法ではオフィスや店舗等の非住宅部分が2,000m2以上の建築物が対象だが、改正後は300m2以上となる）。これに伴い、手数料の面積区分を細分化する。

（２）省エネ性能の評価方法の追加

　　　　　　 省エネ性能の評価方法には、モデル建物法や標準入力法等が認められていたが、新たに「ＢＥＳＴ省エネツール」を使用した評価方法が追加された。これに伴い、この評価方法による申請手数料を追加する。

**２．改正する手数料**

1. 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
2. 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
4. 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
5. 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
6. 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
7. 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料
8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料

**３．施行期日**

令和３年４月１日